

## ごみ集積施設設置基準

交野市開発指導要綱第 20 条第 1 項及び第 2 項に規定する、協議に関する事項及びごみ集積施設の設置基準は次のとおりとする。

### 第 1 共同住宅に設置するごみ集積施設

#### (設置場所)

1. ごみ集積施設の設置場所は、塵芥車（長さ 600 c m、幅 220 c m、高さ 240 c m）がスムーズに進入することができ、容易に収集作業ができる場所に設けるものとする。又、ごみ収集場所が行止まり等になっている場合は、塵芥車が容易に方向転換できる場所を設けるものとする。
  - (1) 塵芥車が進入及び方向転換不可能な場合は、ごみ集積施設の設置場所を含め、協議前の事前相談を行うものとする。
  - (2) 道路等に面した場所にごみ集積施設を設置する場合は、塵芥車停止位置が、交差点や踏み切りなど停止してはいけない場所を除く位置での収集が可能な場所に設置するものとする。

#### (構造及び面積)

2. ごみ集積施設の構造は、ブロック造で三方を囲み、間口は前面開放型、床はコンクリート等を打設するものとし、施設及び周囲に対して安全に収集が行える状態とする。
  - (1) ごみ集積施設的面積は、共同住宅 1 住戸あたり 0.18 m<sup>2</sup>とし、10 住戸分 1.8 m<sup>2</sup>を原則として設置するものとする。なお、10 住戸未満についても 1.8 m<sup>2</sup>を原則として設置するものとする。
  - (2) 基本の 10 住戸を超える共同住宅の場合の面積は、1.8 m<sup>2</sup>に 10 住戸を超えた戸数 1 住戸あたり 0.15 m<sup>2</sup>を加算するものとする。

#### (有効面積等)

3. ごみ集積施設の形状は、間口 1.8m 程度、奥行き 1m 程度、高さ 1m 程度とする。なお、開発地の形状等により長方形型集積施設の設置が困難な場合、三角形、台形型等の設置についても認めるものとする。ただし、奥行きが 50 cm 以上を条件に有効面積を算出し確保されたものに限る。

(付属設置物)

4. ごみ集積施設に扉、屋根等の付属物の設置を希望する場合は、協議申出書（様式第 10-1 号）に必要な添付書類にある、詳細図により協議を行うものとする。
  - (1) ごみ集積施設内に鳥獣等による飛散防止策の為に BOX 又はこれに類する物を設置する場合は事前に申し出を必要とし、粗大ごみ等が十分に排出可能なスペースを設けることとする。なお、BOX 等を設置する場合のごみ集積施設の広さについては、BOX 等の設置用地とは別に粗大ごみ等の排出場所として、構造及び面積の規定により設けるものとする。
  - (2) コンテナボックスの設置については、市が必要と認めるときは、市指定のコンテナボックスを設置するものとする。

(店舗付共同住宅)

5. 店舗（事務所）付共同住宅等の店舗（事務所）から排出される事業系ごみの集積施設については家庭系ごみの集積施設とは別に設けるものとし、面積については、協議により確定するものとする。

(集積施設の維持管理及び清潔の保持)

6. ごみ集積施設の維持管理は、管理者・所有者・ごみ集積施設を使用する住民で、常に清潔に保ち、ごみ集積施設周辺においても、違法駐車等、収集に支障の無いよう努めなければならない。

## 第 2 専用住宅に設置するごみ集積施設

(寄付)

7. 専用住宅の開発に伴い設置するごみ集積施設は、市へ寄付するものとする。

(ごみ集積施設設置場所及び構造等)

8. 専用住宅開発地内にごみ集積施設を設置する場合の設置場所は、第 1-1、(1)・(2) とし、構造については、第 1-2 とする。
  - (1) 構造に加工、装飾等を加える場合及び BOX 等の付属設置物の設置を希望する場合は申し出を行い、維持管理について市と協議を行うものとする。

(面積及び箇所数)

9. ごみ集積施設の有効面積は、1 戸あたり 0.18 m<sup>2</sup>とし、ごみ集積施設 1 箇所あたりの使用戸数は 7 戸までとする。

- (1) 開発戸数が7戸を超える場合の有効面積は $0.18 \text{ m}^2 \times \text{総戸数}$ とし、設置箇所数は、総戸数 $\div 7$ 戸とする。なお、その場合の1箇所あたりの有効面積は総有効面積 $\div$ 設置箇所数とし、均等に設置するものとする。※（別表）参照

※（別表）計画戸数と設置箇所数

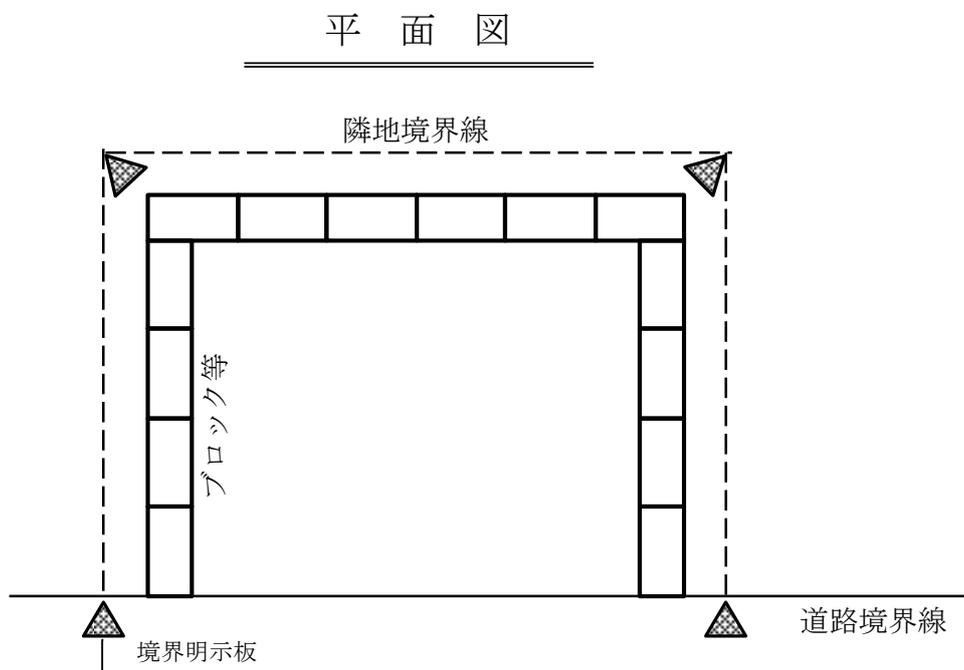
～7戸	1箇所	8～14戸	2箇所	15～21戸	3箇所
22～28戸	4箇所	29～35戸	5箇所	36～42戸	6箇所

(形状及び有効面積)

10. ごみ集積施設の形状は、間口1.8m程度、高さ1.0m程度とする。ただし、開発地の形状等により長方形集積施設の設置が困難な場合、三角形、台形型等の設置についても認めるものとする。ただし、奥行きが50cm以上を条件に有効面積を算出し、面積を確保されたものに限る。

(境界明示板)

11. 境界明示板の設置位置は、ごみ集積施設のブロック等外側、横及び後方床面に設置するものとする。



(維持管理及び清潔の保持)

12. ごみ集積施設及びごみ収集位置の維持管理は、ごみ集積施設を使用する住民で、常に清潔に保つものとし、通常使用に関わるごみ集積施設の破損、事故などについても原則使用者（ごみ排出者）で解決するものとする。また、ごみ集積施設周辺においても、違法駐車等、収集に支障の無いよう努めるものとする。

(仮収集位置)

13. 開発者は、入居する住民が協議により設定された、ごみ集積施設の設置及びごみの収集位置に開発工事等のため、排出及び収集できないことが想定される場合は仮収集位置を協議により設定するものとする。
  - (1) 仮収集位置の設定は、開発工事が完了、若しくは収集車両が通行可能となるまでの間とし、開発工事が完了した時点で必ず市へ報告するものとする。
  - (2) 仮収集位置での収集開始については、使用開始依頼書（様式第 10-5 号）の提出により収集開始するものとする。
  - (3) 仮収集位置の維持管理は、仮収集位置を開発者及び使用する住民で、常に清潔に保ち、仮収集位置周辺においても、違法駐車等、収集に支障の無いよう努めなければならない。

### 第 3 開発事業に伴う協議に関する事項

(協議申出書)

14. 開発者は、開発事業に伴うごみ集積施設設置及びごみ収集位置に関する協議を行おうとするときは、開発事業に伴うごみ集積施設設置及びごみ収集位置に関する協議（変更）申出書（様式第 10-1 号）（以下「協議申し出書」という。）に必要事項を記入し、別表（添付書類一覧）掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
  - (1) 協議申出書は 2 部（正・副）作成し、提出するものとする。
  - (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条等に関わる申請を行なうときには、協議完了後に返還する協議申出書（副）と交付される開発事業に伴うごみ集積施設設置及びごみ収集位置に関する協議完了書（様式第 10-2 号）（以下「協議完了書」という。）を添付し協議図書として提出するものとする。
  - (3) 開発者は、協議完了書に記載されたごみ集積施設設置及びごみ収集位置に関する事項に変更が生じた場合は、協議申出書により変更協議の申し出を行うものとする。

添付書類一覧

NO	必要書類	説明
1	案内図	付近見取り図・1/2,500 地形図で開発区域を明示してください。
2	土地利用計画図	開発地内の土地利用計画を表した図面(1/250)
3	詳細図	ごみ集積施設の構造・仕上げ及び面積を表示した図面 境界明示板の設置位置を表示した図面
4	誓約書 (様式 10-3 号)	ごみ集積施設を寄付することによる遵守事項等
5	ごみ集積施設及び 収集位置に関する 協議報告書 (様式 10-4 号)	<p>開発者及び代理者(開発者に代わって協議を行う者をいう。)は、市が次に掲げる項目について提出を求めた場合、隣接する住民及び住民代表者(自治会等)と協議を行い、結果について、ごみ集積施設及び収集位置に関する協議報告書(様式第 10-4 号)に記入し協議申出書に添付して提出するものとする。</p> <p>① ごみ集積施設を設置しない開発事業で、近隣にあるごみ収集位置での共同排出を希望し、近隣住民への依頼を必要とした場合、<u>※ごみ収集位置の詳細及び依頼したごみ収集位置を使用する近隣住民との協議内容の結果。</u></p> <p>② ごみ集積施設設置となる開発事業で、計画されたごみ集積施設が既存住宅に隣接する場合、既存住宅へごみ集積施設が収集位置となることについての協議結果。</p> <p>③ 開発地と接する位置に、近隣住民が排出するごみ収集位置がある場合、ごみ収集位置の取り扱い(現状のまま・移動を必要とする等)について、近隣住民との協議内容について、収集位置の移動先・<u>※ごみ収集位置の詳細を含む結果報告。</u></p>
6	その他	その他、市が提出を求める書類

※ごみ収集位置の詳細・・・ごみ収集位置情報及び排出している世帯数情報

(協議完了書)

15. 市長は、協議完了とするとき、開発者に対し、開発事業に伴うごみ集積施設設置及びごみ収集位置に関する協議完了書(様式第10-2号)を交付するものとする。
- (1) 市長は、協議完了書の交付にあたり必要なときは、条件を付することができる。
  - (2) 協議完了書は都市計画法第32条等に関わる申請時に、協議図書として添付するものとする。

(開発者及び代理者の責務)

16. 開発者及び代理者(開発者に代わって協議を行なう者をいう。)は、協議完了書に従って誠意を持って履行しなければならない。また、ごみ集積施設設置の有無にかかわらず開発終了後、ごみが排出されるまで全ての責任を負うものとする。

(ごみ集積施設の使用及び収集開始)

17. 開発者は、協議完了書に基づき設置されたごみ集積施設の使用及び収集開始又は仮収集位置での収集開始について、使用予定戸数の入住民(以下「使用者」という。)全てにごみ集積施設(収集)使用開始依頼書(様式第10-5号)(以下「開始依頼書」という。)記載の注意事項を説明し、使用及び収集を希望する使用開始日1週間前までに、開始依頼書を提出するものとする。
- (1) 開発者は、転売などにより開始依頼書の提出が困難なときは、転売先、販売会社等に開発者の責任において引き継ぐこととし、受け継いだ業者より提出させること。また、提出が無いときは、開発者が責任を持って提出又は引き受けた業者より提出させるものとする。
  - (2) 使用者は、ごみ集積施設の使用及び収集を開始するときは、開発者及び販売会社等より提示された、開始依頼書に記入し、開発業者及び販売業者等に手続きを引き継ぐものとする。
  - (3) 使用者は、専用住宅複数区画の開発地において仮収集位置での収集開始を希望するときは、前号と同様に開始依頼書に記入し、開発業者、販売業者等に手続きを引き継ぐものとする。
  - (4) 共同住宅等についてのごみ集積施設の使用及び収集開始については第1項を適用するものとする。但し、事前に入居日、使用及び収集開始希望日が確定している場合については、開発者等による手続も受け付けるものとする。